

令和 4 年 第 8 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 4 年 7 月 8 日（金）午前 9 時 3 0 分～
2. 場 所	金浦保健センター 健康指導室
3. 委員総数	1 2 名
4. 出席した委員（11名）	1 番 佐々木純子 2 番 加藤朋光 3 番 佐々木鋼記 5 番 齋藤一成 6 番 巴 朋之 7 番 須藤孝子 8 番 須田 久 9 番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 （傍聴人 推進委員 伊藤盛雄）
5. 欠席した委員（1名）	4 番 須田貴志
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	9 番 佐藤久美子 10番 森 孝良
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主任 館岡里海
9. 議事日程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議
報告第 1 0 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について . . . 【 4 件】
報告第 1 1 号	農地の転用事実に関する照会について . . . 【 2 件】
議案第 2 4 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について . . . 【 2 件】

議案第 2 5 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
・・・【33件】

◆事務局長

ただ今より、令和4年第8回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時30分)

◇議長

おはようございます。

最近、暑い日が続いておりまして、当初水稻の莖数不足というような話もありましたけど、この天候により大分回復しているようでございます。しかし、この天候が続きますと農作物全般に影響が出てくるかと思いますが、大雨だったり、低温だったりというよりは良いのかなと感じております。

本日はこの後研修会が予定されておりますので、総会がスムーズに進みますよう皆様のご協力をお願い申し上げまして挨拶いたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

それではこれより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。4番須田貴志委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

9番 佐藤久美子委員、10番 森 孝良委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日１日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日１日限りといたします。

◇議長

日程第４ 諸般の報告

６月２４日、一般社団法人秋田県農業会議の通常総会が秋田市で開催されておりますが、所用により出席できなかったため、書面により議決権を行使しております。６月２８日、農地バンク市町村キャラバンがにかほ市で行われ、市側からは市、土地改良区、農業委員会が出席して、県や農業公社、農業会議等と意見交換をしております。

◇議長

日程第５ 議案審議に入ります。

報告第１０号 農地法第１８条第６項の規定による通知（合意解約）について上程します。議案すべて一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書の４ページをお開きください。

報告第１０号の４件は全てほ場整備に係る合意解約であります。象潟前川地区ほ場整備事業では、秋田県農業公社に農地中間管理権を設定する必要があることから解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、報告第１０号－１と２は議案第２５号－３１へ、報告第１０号－３は議案第２５号－３２へ、報告第１０号－４は議案第２５号－２８へ上程されています。

なお、今後も、ほ場整備関連の解約が予定されております。

◇議長

報告第１０号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第１０号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

- ◇議長 次に、報告第11号 農地の転用事実に関する照会について上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書5ページからになります。農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局よりありました。
- ◆事務局長 報告第11号-1は、象潟町関字建石地内の農地で、関の諏訪神社から北に約200mの位置にある地目が「畑」の農地であります。位置図を6ページ、公図を7ページに掲載しておりますが、位置図からもわかるように、鳥の海の住宅地に隣接する土地であります。現地につきましては、須田貴志委員、森孝良委員と事務局職員が確認をしておりますが、樹幹の直径が約30cmほどの松とその周囲には笹が茂っておりまして、非農地と判断して回答しております。
- 報告第11号-2は、農地が2か所に分かれております。1つ目は三森字嶋田地内の農地で、「いちぶ」から西に約200mの位置にある地目が「畑」の農地であります。位置図を8ページ、公図を9ページに掲載しております。2つ目はJAゆり葬祭センターの南西約150mから約250mの範囲にある地目が「田」及び「畑」の農地であります。現地につきましては、遠藤委員、佐藤委員と事務局職員が確認をしておりますが、いずれも雑草が繁茂していることや、土地の形状、所有者の住所地などから、農地としての活用は見込めないとの判断で、非農地と回答しております。
- ◇議長 報告第11号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第11号については同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第24号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第24号について一括して説明いたします。議案書12ページからになります。

議案第24号-1は、自己破産による債務整理のため農地を売買するものであります。譲受人の耕作する農地に隣接していることから破産管財人との間で■■■■円で合意したものであります。

◆事務局長

議案第24号-2は、譲渡人が県外在住で管理ができないことから、規模拡大を望む譲受人との間で■■■■円で合意したものであります。

◇議長

議案第24号-1及び2の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第24号-1について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第24号-2について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。はじめに議案第25号-1から6について事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書の16ページからとなります。市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定の計画が合わせて33件でありまして、うち賃借権の新規が16件、再設定が10件、使用貸借権の新規が7件で、利用権設定の総面積は209,915㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

それでは、議案第25号－1から6までを説明いたします。

議案第25号－1は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第25号－2と3は、渡人と受人、それぞれ同一であります。2は賃借権の再設定、3は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第25号－4と5は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第25号－6は、賃借権の新設であります。受人は新規就農者でネギを栽培しております。また、渡人は昨年度まで、市の「就農アドバイザー」として活動しており、受人のお世話をしていました方です。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第25号－1から6までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第25号－1から6については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第25号－7から17まで説明いたします。議案書18ページからになります。

議案第25号－7は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第25号－8及び9は、受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経

営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第25号－10から14は、受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第25号－15から17は、渡人が同一であり、いずれも使用貸借権の新設であります。集落内の調整により、昨年12月に解約された農地を権利設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第25号－7から17までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第25号－7から17については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第25号－18については、6番 巴委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈6番 巴朋之委員退席〉

(午前9時45分)

◇議長

議案第25号－18について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書22ページ、23ページになります。

議案第25号－18は賃借権の再設定になります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第25号－18の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第25号－18については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

6番 巴朋之委員の入室を許可します。

〈6番 巴朋之委員着席〉

(午前9時47分)

◇議長

続けて、議案第25号－19から33について事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案第25号－19から33についてご説明いたします。議案書24ページからになります。

議案第25号－19はから33は、すべて農地中間管理事業を利用した賃借権の新設と使用貸借権の新設であります。また、議案第25号－19から32は、象潟前川地区ほ場整備事業に係るものでもあります。

議案第25号－19から23は受人が同一であり、19は使用貸借権、20から23はいずれも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第25号－24から28は受人が同一であり、24は使用貸借権、25から28は、いずれも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第25号－29から31は受人が同一であり、29は使用貸借権、30と31は、いずれも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第25号－32は、渡人が受入となっている使用貸借権の新設であります。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第25号－33は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

なお、ほ場整備事業関連の案件について、農地の所有者が農

地中間管理機構へ貸付けし、そのまま機構から借受ける案件がありますが、これは、機構関連ほ場整備事業の要件として、対象農地を15年以上機構に貸付けなければならないこととされていることからです。

◇議長

議案第25号－19から33の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第25号－19から33については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前9時51分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年7月8日

議事録署名委員

総会議長 会 長

委 員 9 番

委 員 10 番
